

「社会を明るくする原動力」について考える

—総理大臣と文部大臣の設問、「教育の基本理念は何か」
「『個』と『公』についてどのように考えるべきか」に
についてともに考える—

共催： 沖縄県保護司連合会、沖縄県更生保護婦人会連盟、那覇保護区保護司会

後援：法務省那覇保護観察所、琉球新報社、沖縄タイムス社、沖縄県P.T.A連合会

琉球大学B.B.S会、沖縄国際大学B.B.S会、沖縄県B.B.S連盟、宮古郷友連合会

城辺町郷友会、保良郷友会。連絡先 那覇保護区保護司会 Tel 858-7022

日時： 2002年2月23日(土)午後3時—6時(2時30分受付)

場所： 琉球新報ホール(県庁、県議会棟隣) 事業局 Tel(098)865-5256

総合司会：水野良也 琉球大学法文学部助教授(地域・社会科学)

基調講演： 垣 花 豊 順 沖縄国際大学法学部教授、沖縄県地方労働委員

会会长、那覇保護区保護司会会长、(刑事訴訟法・刑事政策)

パネリスト(発言順)

高 良 鉄 美 琉球大学法文学部教授(憲法・行政法)

高 良 阮 二 沖縄国際大学法学部教授(刑法)

砂 川 元 琉球大学医学部教授(歯科口腔外科)

吉 濱 活 沖縄県保護司連合会 副会長

富 田 詩 一 琉球新報論説副委員長

基調講演で提起された問題点について、憲法、刑法、医の倫理、保護司、新聞の論説員の観点から意見をのべ、参加者と討議し、質問に答える。

懇親会

講演会、パネルディスカッション終了後、午後6時から同会場で垣花豊順著「教育の根本理念は『個人の尊厳』である」(沖縄国際大学研究出版助成図書)を話題にしながら、懇親会を開催します。多くの方がご参加くださるようご案内いたします。懇親会費は2千円です。また、著者の署名した本を販売します。定価は2千円です。

社会を明るくする原動力について考える

2002年2月23日

沖縄国際大学教授・保護司 垣花 豊順

「講演要旨」 暗い世相が続いている。少年非行・犯罪の多発、成人式の混乱、雪印食品関西ミートセンターの偽装牛肉事件、北谷町美浜における大量のタール状廃油入りドラム缶が投棄された事件はその例である。無関係に発生したかのように見えるこれらの事件は、その原因を究明すると共通点が認められ、密接な関係がある。これらの犯罪は、全部人間の良心を忘れ、他をかえりみない利己心が生みだした社会現象である。

あるがままの自然の姿は、多様で個性に満ち溢れている。私たちの住む地球は、鉱物(土・石)、植物(草・木)、動物(野生の動物・人間)で構成されている。それらの三つは、それぞれ異なる存在であるが、他方ではそれぞれ相互依存関係にある。自然のあるがままの姿を見ると、土と石は草木を育て、草木は土と石から栄養をとって成長して動物を養い、動物は生命を終えた後は土と石に還元されて、地球の構成要素になる。目を天に向けると、太陽は黙って、万物が生存するのに必要な熱・光を無償で与え、雨を降らし、風を吹かせて万物が調和して永続するための秩序を維持している。神の愛は万物の多様性を称えている。

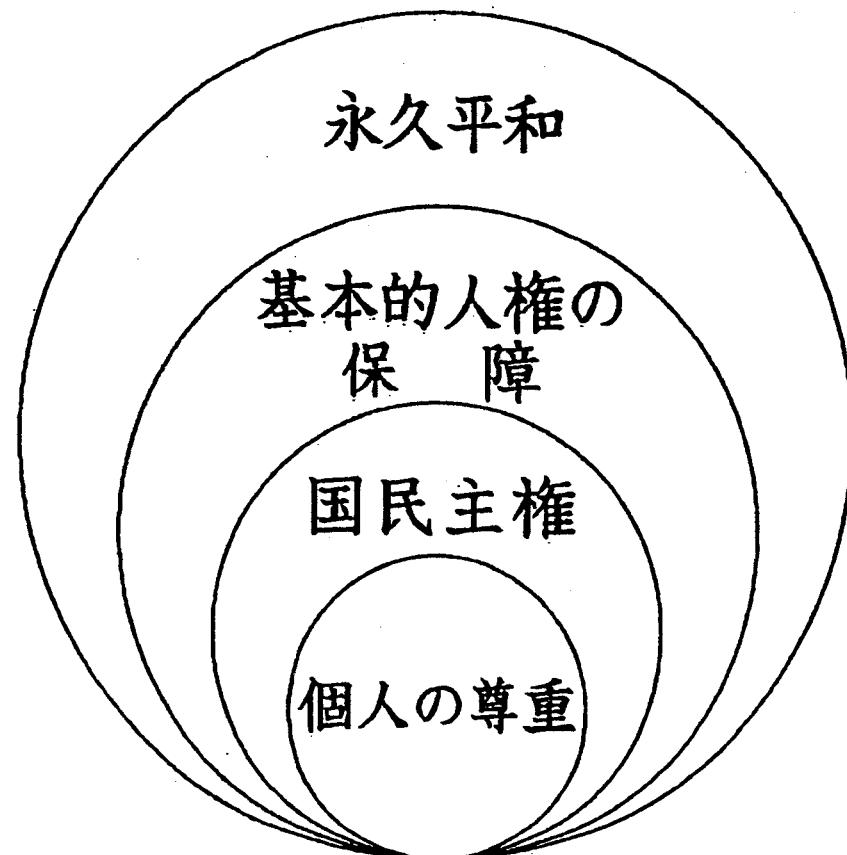
全ての人・物を優劣で決めることはできない。「土」と「石」、「火」と「水」、「男」と「女」、「父」と「母」、「桜」と「梅」をどちらが優れているか決めることはできない。それらはそれぞれ異なるが、他方では依存関係にある。同じように、各人はそれぞれ異なる個性に満ちた掛け替えのない尊い存在であるが、同時に相互依存して生かされ、生きている。そのような考えに基づいて日本国憲法、教育基本法は制定されている。それを明治憲法・教育勅語と比較して説明すると、別紙の図のI-IVの通りである。

日本国憲法・教育基本法の根本理念は「個人の尊厳」である。この理念は世界人権宣言で、人類の守るべき普遍的な理念として宣言されている。しかし、この理念は、まだ十分には浸透していない。そのため、最近までハンセン病患者は新憲法の下でも強制隔離、断種、新生児の殺害が行われてきた。

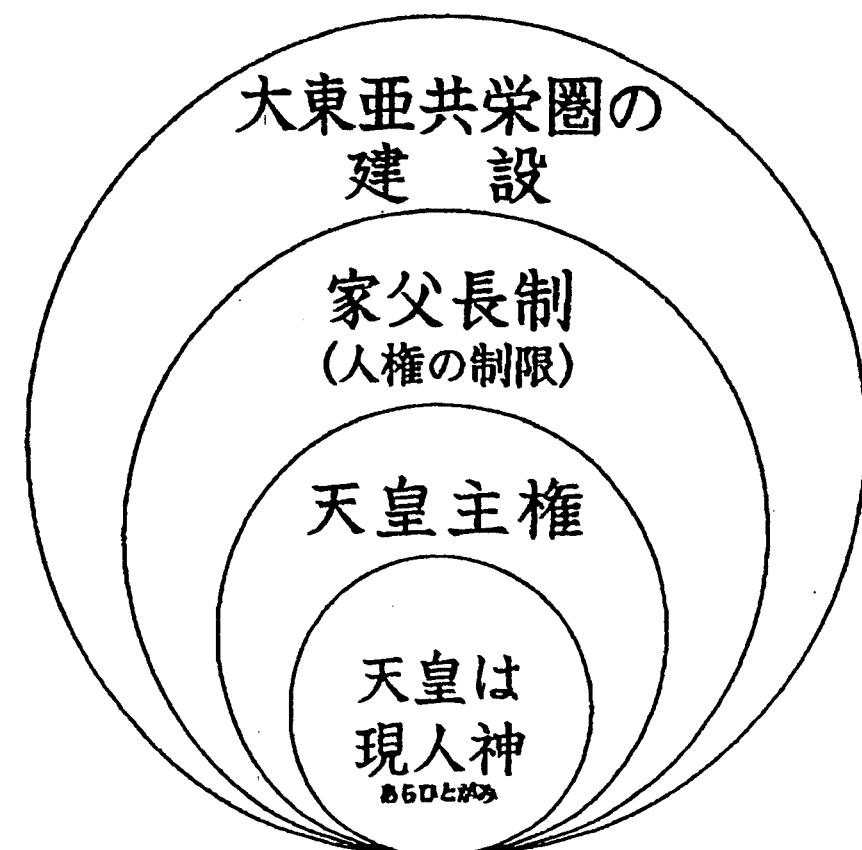
「利己主義的な人間が増えた原因是、戦後教育にある」との観点から、憲法・教育基本法の改正が押し進められている。このような発想によって、根本理念である「個人の尊厳」を「公への奉仕」に変えることは危険である。利己主義的な人間が増えた原因是、憲法・教育基本法に定める「個人の尊厳」が浸透しないために起こる問題である。琉球大学の教育理念「真・公・和」は教育基本法に定める「個人の尊厳」を「公」に変えている点で、教育基本法に抵触すると考えられる。社会を明るくする原動力は、各人が個人(自他)の尊厳を重んじて、眞の自己に目覚め、それを実行する(眞我実践)ことである。助産婦の過失で失明し、失望のどん底にあった新垣勉少年が城間祥介牧師(宮古地区保護司会長)の導きによって眞の自己に目覚め、テノール歌手として活躍している姿はその一例である。

I. 日本国憲法と明治憲法の相違点

日本国憲法の原理

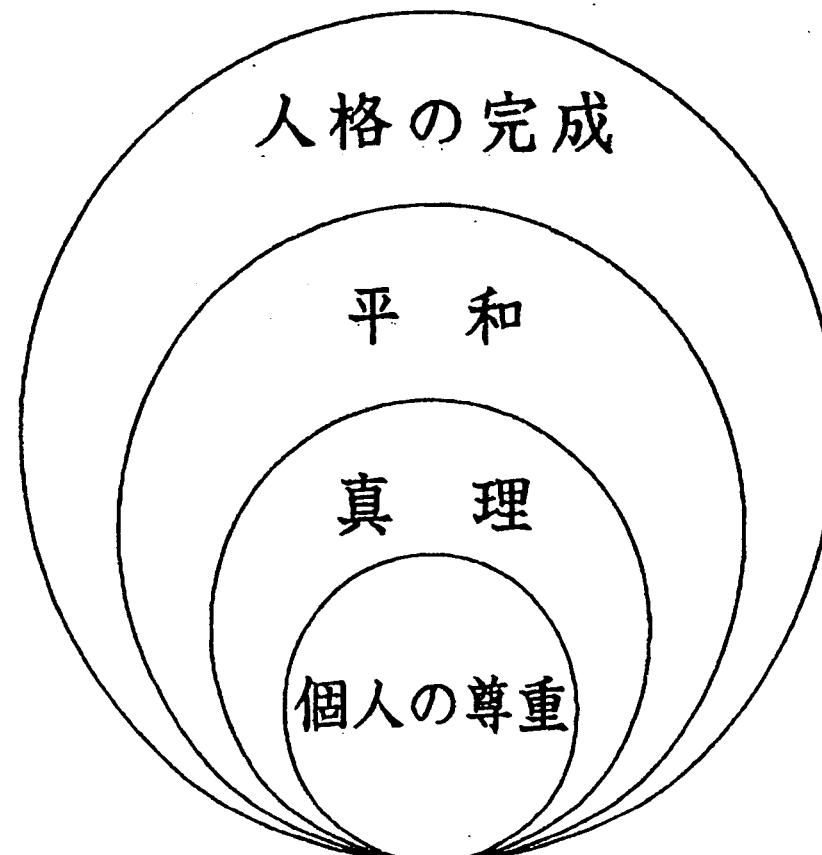


明治憲法の原理

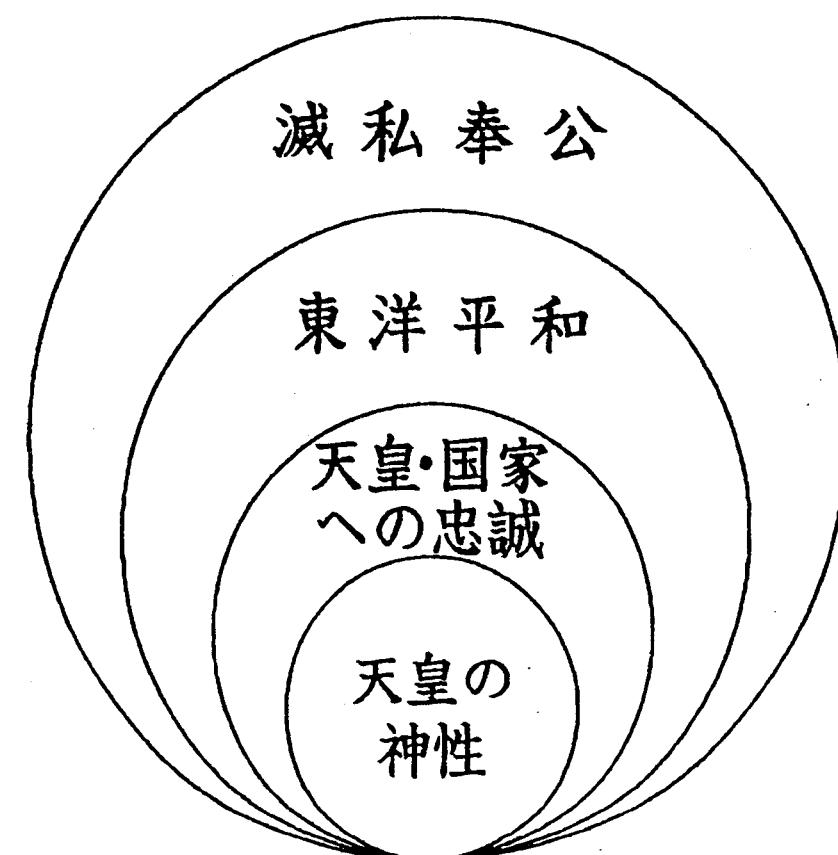


II. 日本国憲法と明治憲法下の教育目的の相違点

教育基本法の
教育理念と目的

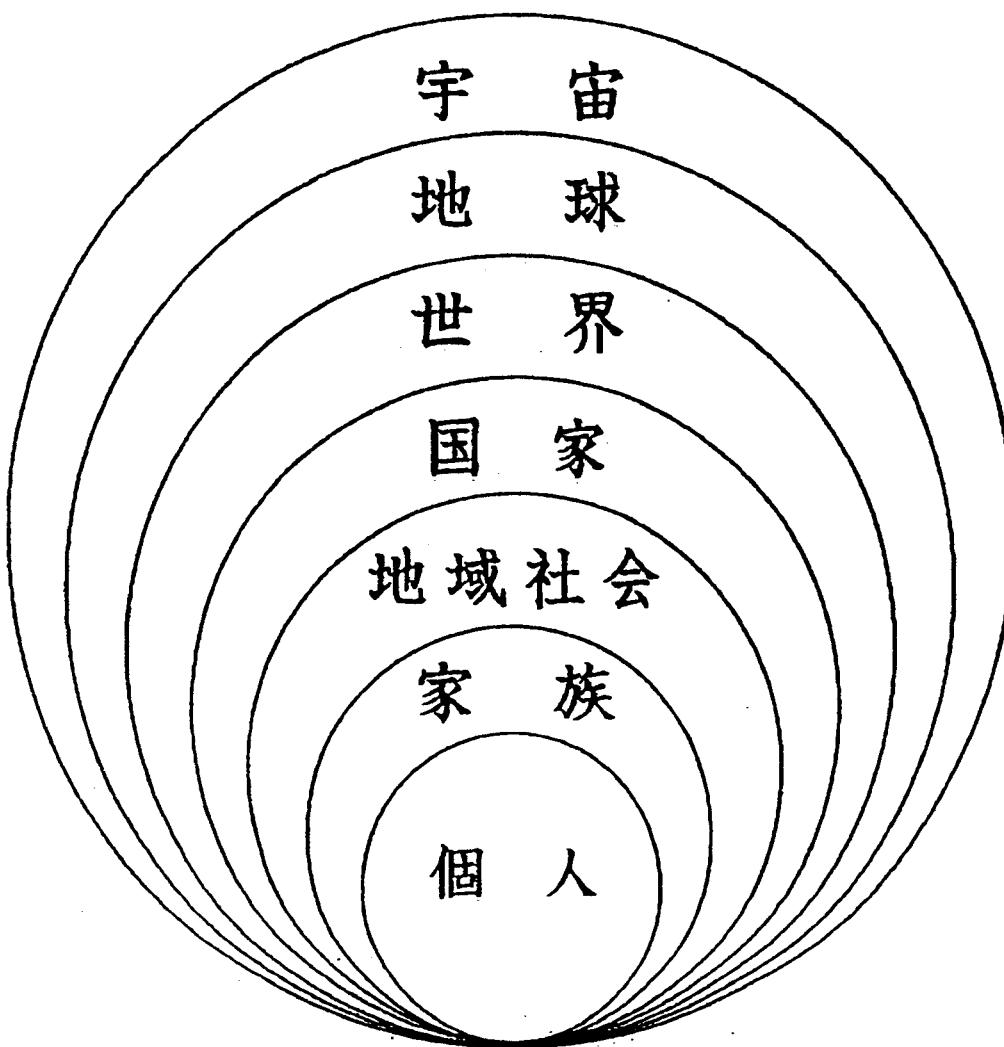


教育勅語の
教育理念と目的

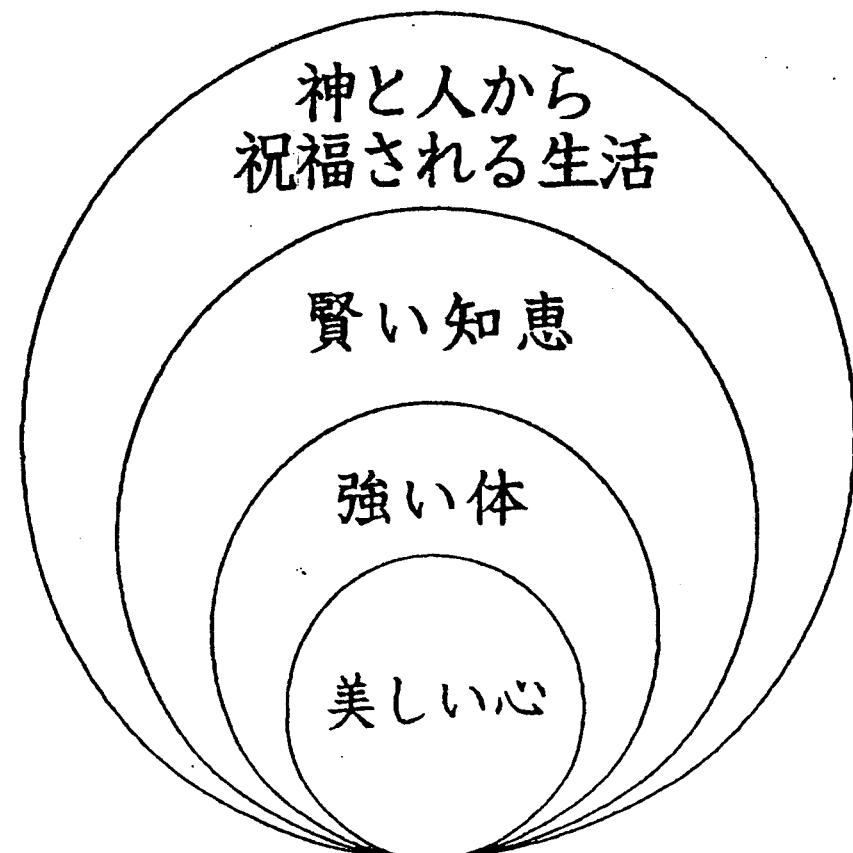


III. 生涯教育の理念と目的

個と公の関係



生涯教育の目的



IV 「真公和」の問題点

問題点を三つだけ上げると、次のとおりである。

1. 「個人の尊厳」を掲げない真理の探究は、
クローン人間をつくり、生きた人間を実験材
料に使用することになる。
2. 「個人の尊厳」が漫透していないために、
ハンセン病患者は最近まで「公の利益」のために
強制収容され、結婚する際は断種され、新生児は
放置して殺された。
3. 「個人の尊厳」は理念に掲げなくても
当然に認められるとの考えは、
史実、法体系、現実社会に反する考え方である。
「個人の尊厳」を憲法に定めることについて、
日本の指導者は反対したが、GHQの指
導で「個人の尊厳」を頂点とする法体系が
つくられた。しかし、現在でも「個人の尊厳」の代りに
「公」を掲げるべきだとの政治家は数多い。

